

概要版

第4次新潟市障がい者計画 (案)

新潟市

※元号について

本計画中、元号については、わかりやすさと読みやすさを考慮し、「平成」・「令和」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとします。

※「障がい」のひらがな表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージから、障がいのある人へ配慮し、原則としてひらがなで表記することとしています。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

1 計画の位置づけ

この計画は「障害者基本法第 11 条第 3 項」の規定に基づく、「市町村障害者計画」であり、今後の本市の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

2 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

3 基本目標

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制の充実などを図り、地域全体で障がいのある人とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行います。

障がいのある人の健康の保持及び増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに、適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

地域社会の障がいに関する理解の促進

共生社会の実現を目的とした「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及を進め、障がいのある人の生きづらさや差別の解消を図ります。

人が生まれながらにして持っている人権が、本人の障がいと社会制度や慣習・偏見などによって失われた状態に陥ることなく、本来あるべき姿に回復されるとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う社会づくりを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備に努めます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。

5 計画の構成

【基本理念】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

基本目標	各 論
地域生活の 支援体制の充実	1 地域生活の支援
	(1)相談支援体制の充実 (2)在宅サービスの充実 (3)経済的な支援 (4)サービス基盤の充実 (5)地域生活を支える人づくり (6)スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援 (7)情報提供・意思疎通支援の充実 (8)災害時支援体制の整備
自立の実現に 向けた支援と 療育・教育の充実	2 保健・医療・福祉の充実
	(1)障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2)医療・リハビリテーションの支援 (3)精神保健と医療施策の推進 (4)難病に関する保健・医療施策の推進
地域社会の障がい に関する理解の 促進	3 療育・教育の充実
	(1)就学前療育の充実 (2)学校教育の充実 (3)放課後等活動の充実
	4 雇用促進と就労支援
地域社会の障がい に関する理解の 促進	(1)雇用促進と一般就労の支援 (2)福祉施設等への就労の支援
	5 生活環境の整備
	(1)住宅環境の整備 (2)安心・安全なまちづくりの推進 (3)緊急時支援体制の整備 (4)防犯・消費者トラブルの防止
地域社会の障がい に関する理解の 促進	6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進
	(1)障がいを理由とした差別の解消の推進 (2)権利擁護の推進 (3)障がいと障がいのある人に対する理解の普及 (4)福祉教育の推進 (5)ボランティア活動の支援・推進
地域社会の障がい に関する理解の 促進	7 行政等における配慮の充実
	(1)選挙等における配慮等 (2)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
計画の推進に向けて	
(1)庁内の協力体制 (2)当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力 (3)計画の推進	

6 主な施策

1 地域生活の支援

障がいの状態に応じたきめ細かなサービスを提供し、地域で自立した生活を送り社会参加できるよう、相談や生活の場の確保を図るとともに、情報の提供を進め、地域で安心して生活が送られるよう支援します。

また、身近な地域における保育と教育の連携を図り、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

- * 基幹相談支援センター事業
- * 身体・知的障がい者更生相談所の運営
- * 発達障がい支援センター事業
- * 障がい者地域自立支援協議会の運営
- * こころの健康センターの運営
- * 児童発達支援センター「こころん」の運営

(2) 在宅サービスの充実

- * ホームヘルプサービス
- * 移動支援事業
- * ショートステイ
- * 日常生活用具給付事業・補装具費支給事業

(3) 経済的な支援

- * 特別障害者手当等の支給
- * 重度心身障がい者福祉手当の支給
- * 障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業
- * 福祉タクシー利用・自動車燃料費助成事業
- * 自立支援医療の給付

(4) サービス基盤の充実

- * 障がい者施設・事業所の整備
- * 地域活動支援センターへの支援
- * 生活介護
- * 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- * グループホーム
- * ショートステイ

(5) 地域生活を支える人づくり

- * 障がい者相談員設置事業
- * 精神障がい者の地域生活を考える会の運営
- * こころの健康センター事業（人材教育事業）

(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

- * 新潟市障がい者大運動会事業
- * 福祉バス運行事業
- * 障がい者スポーツ推進事業
- * 文化芸術による共生社会推進事業

(7) 情報提供・意思疎通支援の充実

- * 意思疎通支援事業
- * 障がい者ITサポート事業
- * 手話通訳者等・要約筆記者等養成事業
- * 盲ろう者向け通訳・介助員事業

(8) 災害時支援体制の整備

- * 避難行動要支援者対策事業
- * にいがた防災メールなどによる速やかな情報配信・伝達
- * 福祉避難所開設と災害時支援体制の整備

2 保健・医療・福祉の充実

障がいのある人の様々な疾患への早期支援や機能低下の防止のために、健康診査や訪問指導、相談などの実施に努めます。

また、医療などの経済的負担の軽減を図るとともに、発達障がいなどの分野への施策の展開を推進します。

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

- * 乳幼児健康診査事業
- * 発達障がい支援センター事業
- * 児童相談所相談・支援事業
- * 児童発達支援センター「こころん」の運営
- * 療育事業（療育教室）

(2) 医療・リハビリテーションの支援

- * 自立支援医療の給付
- * 重度障がい者医療費助成事業
- * 療養介護
- * 障がい者福祉センター事業

(3) 精神保健と医療施策の推進

- * こころの健康センターの運営
- * 精神障がい者入院医療費助成事業
- * 精神科救急医療体制の確保
- * 精神保健福祉相談事業

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

- * 特定医療費支給事業
- * 新潟市難病対策地域協議会の開催
- * 新潟市難病相談支援センター運営事業
- * ガイドブック・ハンドブックの発行

3 療育・教育の充実

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

(1) 就学前療育の充実

- * 発達障がい支援センター事業
- * 発達支援コーディネーターの養成
- * 療育事業（療育教室）
- * 児童発達支援センター「こころん」の運営

(2) 学校教育の充実

- * 特別支援教育サポートネットワーク事業
- * 合理的配慮推進セミナーの実施
- * 特別支援ボランティアシステム事業
- * 特別支援教育専門研修の実施

(3) 放課後等活動の充実

- * 放課後等デイサービス
- * 放課後児童クラブ事業

4 雇用促進と就労支援

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、就労支援のほか、就労に向けた生活支援や訓練などを行う施設や就労の機会の提供など、一人ひとりの障がい特性に応じた伴走型支援を行います。

また、障がい者雇用に対する国・県・市の助成制度の周知や、事業主への雇用促進の啓発を進めるとともに、関係機関や企業との連携を強化し、障がい者雇用企業の支援拡大に努めます。

(1) 雇用促進と一般就労の支援

- * 障がい者就業支援センター事業
- * 障がい者就労施設等からの優先調達
- * 農業を活用した障がい者の雇用促進事業
- * 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

(2) 福祉施設等への就労の支援

- * 授産製品の展示販売の支援
- * 就労継続支援
- * 地域活動支援センターへの支援

5 生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や居住支援の充実など、生活環境の整備に向けた取組を進めます。

(1) 住宅環境の整備

- * 障がい者向け住宅リフォーム助成事業
- * 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

- * 安全に通行できる歩道空間の確保
- * 無電柱化推進事業
- * 交通バリアフリー推進事業
- * 福祉のまちづくり推進事業

(3) 緊急時支援体制の整備

- * 身体障がい者あんしん連絡システム事業
- * Net119緊急通報システム事業

(4) 防犯・消費者トラブルの防止

- * 苦情処理・消費生活相談事業
- * 消費者啓発情報提供事業

6 障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人が社会の一員として、地域の中で共に生活するため、地域や学校において啓発を進めます。

(1) 障がい者を理由とした差別の解消の推進

* 共生のまちづくり条例関連事業

* 基幹相談支援センター事業

(2) 権利擁護の推進

* 共生のまちづくり条例関連事業

* 基幹相談支援センター事業

* 障がい者虐待防止対策事業

* 成年後見制度利用支援事業

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

* 共生のまちづくり条例関連事業

* 福祉のまちづくり推進事業

(4) 福祉教育の推進

* 福祉読本の作成

* 交流及び共同学習の実施

(5) ボランティア活動の支援・推進

* 障がい者福祉センター事業

7 行政等における配慮の充実

選挙や行政機関等の窓口において、障がいのある人が権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めます。

(1) 選挙等における配慮等

* 選挙公報の点字版・音声版の配布

* 投票所の投票環境の整備

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

* 新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修などの職員研修

7 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

3 計画の推進